

「A-wood」需要拡大事業  
Q & A

1 補助対象となる県産材について

Q 1 県産材であることはどのように確認するのか。

A 1 製材事業者等が発行した納品書で確認しますので、必ず記載してもらってください。

Q 2 県内で伐採された原木を他県で加工した合板や集成材などの製品は対象になるか。

A 2 対象になりません。県内で伐採された原木を県内の製材事業者が加工した製材品を使用した場合に対象になります。

Q 3 集成材について、表面は県産材、芯材が県外材の場合対象となるか。

A 3 県内の製材事業者においてそのような製品を製造する計画がある、または製品化されておりそれを使いたいということであれば、県産材の部分のみを対象にできるかどうか、個別に検討します。

Q 4 JAS の認証は必要か。

A 4 必須ではありません。

Q 5 補助対象は主要構造部材に限るといった制限はあるのか。

A 5 特に制限は設けておりません、補助対象となる施設に使うために購入した材料であれば、下地材等も含めて対象とします。

Q 6 什器、建具、窓枠など二次製品に県産材を使った場合も対象となるか。

A 6 対象になりますが、二次製品に使用した製材品に関する納品書と合法木材証明書を添付する必要があります。

Q 7 自社支給品を使用した場合も対象となるか。

A 7 対象となります。

なお、自ら製材した材料を使って補助事業を申請する場合は、納品書を省略できるものとし、県による中間確認又は完成後の現地確認を必須とします。また、木拾い表等使用部材明細の分かる資料を基に、県産材の使用状況を確認します。

Q 8 下請工事で県産材を使用した場合も対象となるか。

A 8 対象となります。

その場合、事業申込書に添付することになっている施主との工事請負契約書に代えて、材料費込みで木工事を受注したことが分かる元請業者との契約書を添付してください。

補助金交付申請書に添付する県産材納品書の宛名が元請業者になっている場合は、申請を認めません。

また、施主及び元請業者から、補助金交付申請に係る同意を得たことの証明となる同意書を取得してください。

## 2 補助対象施設について

Q 1 お寺や畜舎は対象になるか。

A 1 どちらも対象になります。

Q 2 展示場や建売住宅、自社事務所など、施主と施工者が同一の建物は対象になるか。

A 2 対象になりますが、確実に建物を建てることを証明する書類や計画書の提出が必要です。

Q 3 公共施設は対象になるか。

A 3 国や県、市町村が整備する公共施設は対象になりません。

Q 4 令和8年4月1日以降に木工事に着手したものが対象になるということだが、何を  
もって「着手」とするのか。

A 4 令和8年4月1日以降の県産材納品書があるものについて、「着手」とします。

## 3 事業申込みについて

Q 1 事業申込をした内容について変更する場合はどのような手続きが必要か。

A 1 ①補助金申請予定額を増額した場合は、事業変更申込書を提出してください。ただし、提出された時点で、当該年度の予算額を超えた場合は増額を認めない場合があります。

②補助金申請予定額に2割以上の減額が生じることが明らかになった場合は、速やかに事業変更申込書を提出してください。

③「展示場」で事業申込をしたものを「新築住宅」に変更するなど、対象施設自体を変更することは認められません。いったん、辞退届を提出し、改めて新しい施設で事業申込書を提出してください。

Q 2 申込みはメールの他、F A Xも可能か。

A 2 メールでの申込みを基本としますが、F A Xや郵送での申込みも受け付けます。

なお、令和8年度より事業申込フォームからの申込みも可能となります。申込用QRコードは林政課ホームページに掲載します。

Q 3 申込みは先着順に受け付けるとのことだが、時間外の応募はどうなるのか。

A 3 17時までには届いたものを当日分として受付します。なお、郵送については消印ではなく到着した日で受付します。

#### 4 補助金の申請について

Q 1 施工中の写真がない場合の申請は可能か。

A 1 補助金交付申請書には、現地写真（構造については上棟後・壁張り前など県産材の施工状況が分かる写真）を添付することになっています。完成後でも目視で確認できる内装材などについては施工中の写真がなくても構いません。

その他、何らかの事情により写真がないものについては個別に申請の可否を判断します。

Q 2 実績報告書の添付書類のうち、県産材納品書及び合法木材証明書は出荷証明書で代用可能か。

A 2 県内製材事業者の製材品を使用した場合に出る補助金ですので、製材事業者が発行した、樹種、名称（製品の種類）、寸法、本数などが明記されており、材積量を計算（確認）できる納品書を提出してください。材木店など流通事業者が発行した同様の納品書を提出する場合は、製造元である製材事業者の納品書の写しも添付してください。

また、合法木材証明書については、合法木材供給事業者として認定を受けている者がまとめて証明書を発行しても構いません。（別添、記載例のとおり。）

Q 3 実績報告書の添付書類のうち、木拾い表は誰が作成するのか。

A 3 使用した県産材の材積量の根拠となる木拾い表については、申請者が作成することを想定しています。

Q 4 補助金額は小数第3位を切り捨てとあるが、単材積毎に切り捨てか。総材積計算後に切り捨てか。

A 4 どの段階で切り捨てを行うかはお任せしますが、総材積計算後でも構いません。なお、複数棟まとめて申請する場合は、全棟分を合計してから切り捨てするのではなく、1棟ごとに切り捨てしてください。

Q 5 他の補助事業との併用は可能か

A 5 他の補助事業が本事業との併用を認める場合は可能としますが、地域材を使うことを要件とするような補助事業の場合は対象になるか個別に判断しますので、事業申込書に併用する補助事業名を必ず記載してください。

Q 6 補助金の振込先は工務店などの施工者になるのか、施主になるのか。

A 6 施工者になります。

## 5 補助金の申請者（補助対象事業者）について

Q 1 補助を受けることができるのはどのような事業者か

A 1 県内に住所を有する個人事業主、県内に本社を有する法人、県外に本社を有し県内に支社や支店、営業所（契約締結権のない一般的な営業所を指す）を有する法人が補助対象となります。

Q 2 県内複数の事業所（建設業法上の主たる営業所、従たる営業所）で建設業法の許可を受けている法人の申請者について

A 2 補助金の申請はそれぞれの事業所で行うことができますが、補助上限は1会社法人当たりで適用されますのでご注意ください。

## 6 補助上限について

Q 1 50万円/棟、3棟150万円で上限額だが、3棟で150万円に満たない場合、150万円に達するまで4棟以上補助金を受けることは可能か。

A 1 1棟あたり1㎡以上使用していること、50万円/棟を上限とすること、以上2つの要件を満たしていれば、150万円（30㎡分）に達するまで補助対象になります。

記載例

県産材納品書 兼 合法木材証明書 ※1  
 県産材納品書 ※2

令和〇年〇月〇日

株式会社 □□□ 様

○○○材木店 ※3

住所

TEL

FAX

合法木材供給事業者認定番号 △△△ 第000号 ※4

下記工事に関する県産合法木材を、出荷（納品）したことを証明致します。※5

下記のとおり納品致しました。※6

○○新築工事

番号	名称	樹種	長さ	幅	厚さ	数量	総材積	製材品製造元
1	土台	青森ヒバ						●●製材所 ※7
2	柱	青森スギ						●●製材所
3								
4								
5								
6								
7								
8								
計								m3

記載上の留意事項

- ・「合法木材等供給事業者認定書」の写しを添付する場合は、※2、※6を記載例とし、※4は省くことができます。
- ・納品書の発行者※3と製材品製造元※7が異なる場合は、製造元からの納品書も添付してください。